



佐賀県公報

平成17年
9月7日
(水曜日)
第12653号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退

(四七一・長寿社会課) 一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(四七二・障害福祉課) 一

◎佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改正

(四七三・まちづくり推進課) 二

公 告

○冷却水送水装置の製造、据付等に係る一般競争入札

(新産業課) 四

○県営浜玉東部地区土地改良事業計画決定

(農地整備課) 六

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(規則・三七) 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百七十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十七年九月七日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人天心堂志田病院	鹿島市大字中村二三四番地四	平成一七・九・三〇

◎佐賀県告示第四百七十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年九月七日

佐賀県知事 古 川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
福森 一太	内科	佐賀市兵庫南三丁目八番一号 佐賀社会保険病院	平成一七・八・九
大久保孝人志	整形外科	三養基郡みやき町大字原古賀七三二四番地 独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	"
安藤 高志	内科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	"
香月 彰夫	"	佐賀市神野東四丁目一〇番五号 佐賀県医療生活協同組合 神野診療所	"
高本 哲郎	"	鳥栖市轟木町一五二三番地六 今村病院	"
荒牧 保弘	整形外科	武雄市武雄町大字富岡七七二四番地一 副島整形外科クリニック	"
大野 每子	内科	唐津市北波多徳須恵一四二四番地一 唐津市民病院きたはた	"
黒原 和博	神経内科	佐賀市兵庫南三丁目八番一号 佐賀社会保険病院	"
佐野 雅之	内科	伊万里市伊万里町甲三四三番地 前田病院	"
谷口 恭子	"	"	"
伊藤 由美	リハビリテーション科	佐賀市金立町大字金立二二一五番地二七 佐賀整肢学園こども発達医療センター	"
松石 英城	内科	佐賀市水ヶ江一丁目一二番九号 佐賀県立病院好生館	"

草場 靖	耳鼻咽喉科	佐賀郡川副町大字鹿江一六三番地一七五 くさば耳鼻咽喉科クリニック	"
小峯 光徳	整形外科	佐賀市嘉瀬町扇町二三四番地一六 医療法人安寿会田中病院	"
高島 敏伸	内科	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番地一 医療法人社団敬愛会佐賀記念病院	"

●佐賀県告示第四百七十三号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定(昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

なお、関係図書は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、各土木事務所及び佐賀市役所において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月七日

佐賀県知事 古 川 康

第六号の表中

県道	佐賀停車場線	全区間
県道	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町県道東与賀佐賀線との交点から 終点まで
県道	佐賀停車場線	全区間
県道	唐津停車場線	"
県道	唐津停車場線	"

に改める。
第八号イの表中

"	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町国道二〇八号との交点から同町 県道西与賀佐賀線との交点まで
"	"	佐賀市川原町国道二〇七号との交点から終点 まで

を

一般国道	西九州自動車道(武雄佐世保道路)	"
一般国道	西九州自動車道(武雄佐世保道路)	"
一般国道	西九州自動車道(唐津道路)	浜玉インターチェンジから唐津インターチェ ンジまで

に改め、同号口の表中

"	唐津市和多田西山起点から同市神田唐津南高 校前まで
---	------------------------------

を削り、同表の国道の二〇七号の項中「二本柳橋」を「百貫橋」に改め、同表

"	バイパスの区間の鹿島市大字森国道四九八号 との交点から同市大字高津原県道鹿島嬉野線 との交点まで
"	バイパスの区間の鹿島市大字納富分国道四四 四号との交点から同市浜町国道二〇七号との 交点まで

を削り、

県道	久留米基山筑紫野 線	鳥栖市轟木町JR鹿兒島本線との交点から同 市古賀町市道萱方牛原線との交点まで
----	---------------	---

伊万里市道	川東・富士町線	伊万里市二里町国線二〇二号との交点から終 点まで
"	平尾・脇田線	起点から伊万里市立花町市道川東・富士町線 との交点まで

ひびく。〃。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月7日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

冷却水送水装置の製造、据付等 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナトロノ光研究センター

(4) 納入期限

平成17年12月28日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成17年9月20日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年9月20日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

<p>平成17年9月29日 17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号南会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年9月30日 10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年9月30日 10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額</p>	<p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証券に記載された金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(ウ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(ウ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国</p>
--	---

内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
 - (2) 当該競争について不正行為を行った者
 - (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - (4) 1人で2以上の入札をした者
 - (5) 代理人でその資格のないもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、その者を落札者としなければならないことがある。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（湛水防除）浜玉東部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年10月24日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成17年9月7日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（湛水防除）浜玉東部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年9月8日から平成17年10月7日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷 尚久

●佐賀県人事委員会規則第三十七号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の小城市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「総務課参事」を

「総務課参事、総務課長補佐」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷